

北教学発第265号
令和元年7月9日

北本市立小・中学校通学区域審議会会長 様

北本市教育委員会教育長 清水



北本市立小・中学校通学区域の見直しについて（諮問）

市内小・中学校通学区域に関する下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 北本市立栄小学校の適正配置に伴う通学区域の見直しについて

諮問に対する説明

1 北本市立栄小学校の適正配置に伴う通学区域の見直しについて

昨今、少子化等の影響により、児童数の減少が著しくなっています。こうした状況は、本市においても例外ではなく、少子化に伴う学校の小規模化が進んでいます。

そのため、市教育委員会では、平成31年2月に本市における学校規模の適正化等の基本的な考え方となる「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を定めました。この基本方針は、「北本市教育振興基本計画」に掲げる「共に学び未来を拓く 北本の教育」という基本理念を実現していく上で適した学校規模を定めたものです。

この中で、小学校については、おおむね半分の学年でクラス替えが行える規模を許容範囲と考え、適正規模となる全体の学級数の下限を9学級以上として設定しました。

また、中学校については、複数の小学校区より構成されることから、1学年あたりの学級数を3学級以上、全体の学級数を9学級以上としました。ただし、本市の小学校区の地理的事情等を勘案して、中学校の適正規模については、6学級以上8学級以下も許容範囲とする弾力的なものとししました。

今後も、引き続き児童生徒数の減少が見込まれる中、小規模校においては、子供たちの社会性の育成や多様な学習活動と集団活動が制約され、さらには学校運営にも様々な問題が生じることが懸念されます。

今年度、栄小学校は入学児童数が3名という大変少ない状況です。学校規模の基準に照らし合わせ、栄小学校の適正配置に伴う通学区域の見直しについて、現状の通学区域にとらわれず、多角的な視点から審議会委員の皆様より御意見をいただきたく、諮問いたします。